

科目名 〈英語表記〉	倒産法演習	科目ナンバー		授業形態
	Bankruptcy Law Seminar	JAAPP9920		演習
担当者	赫 高規	開講期	単位数	必修・選択
		後期	2	選択必修

1. 科目の主題

破産法・民事再生法に関する具体的な事例問題を用いて、質疑応答と議論による双方向的授業を行なう。破産法・民事再生法の分野の中から、特に重要と思われる、双務契約、担保権、否認権、相殺権の分野をセレクトして、重点的に学習する。

2. 到達目標

破産法・民事再生法の重要分野について十分な法的知識を習得したうえで、個別の手續規定や各種法律問題の実務における具体的適用場面をイメージできるようにすることが基本的目標であり、さらには、様々な立場で実際に倒産手續に携わる実務家の問題意識を、ある程度共有できるようになることが発展的目標である。

3. 授業内容・授業計画

下記の UNIT は、『ロースクール倒産法（第3版）』の UNIT 番号を意味する。ただし、事前に、『ロースクール倒産法（第3版）』に代えて、教員が作成・配付する教材を指定することがありうる。

(1) 双方未履行双務契約の取扱い①(UNIT4)

双方未履行双務契約の取扱いについて検討する。

(2) 双方未履行双務契約の取扱い②(UNIT4)

前回に引き続き、双方未履行双務契約の取扱いについて検討する。請負契約の注文者が破産した場合に関する改正民法の規律についても確認する。

(3) 賃借権の取扱い①(UNIT5)

賃貸人に再生手續が開始された場合の賃借権の取扱いを中心に、検討する。

(4) 賃借権の取扱い②(UNIT5)

ライセンサーに再生手續が開始された場合のライセンス契約の取扱い、及び、賃借人に再生手續が開始された場合の賃借権の取扱いについて、検討する。賃借人が破産した場合に関する東京地判平成 20 年 8 月 18 日判タ 1293 号 299 頁も検討する。

(5) 担保権者の取扱い①(UNIT6)

抵当権を中心として倒産手續における担保権の取扱いについて、検討する。

(6) 担保権者の取扱い②(UNIT6)

再生手續における別除権協定、担保権実行手續中止命令、担保権消滅許可制度について検討する。別除権協定の効力に関する最判平成 26 年 6 月 5 日金商 1456 号 10 頁、販売用不動産に対する担保権消滅の可否に関する東京高決平成 21 年 7 月 7 日判時 2054 号 3 頁（百選 61 事件）も検討する。

(7) 担保権者の取扱い③(UNIT6)

倒産手續における商事留置権、動産売買先取特権（物上代位を含む）、リース契約の取扱い等について、検討する。所有権留保に関する最判平成 22 年 6 月 4 日民集 64 卷 4 号 1107 頁（百選 58 事件）も検討する。

(8) 否認権①(UNIT8)

否認権と詐害行為取消権の関係、適正価額売買の否認、否認の登記、否認権のための保全処分について、検討する。

(9) 否認権②(UNIT8)

対抗要件の否認について、検討する。また、否認の効果について検討する。さらに、転得者に対する否認の要件及び効果について、改正法案の内容も含め、検討する。

(10) 否認権③(UNIT9)

偏頗行為否認の要件について、検討する。

(11) 否認権④(UNIT9)

執行行為の否認等について、検討する。また、否認権行使の方法について検討する。

(12) 相殺権①(UNIT10)

倒産手続における相殺権とその制限について、検討する。

(13) 相殺権②(UNIT10)

前回に引き続き、倒産手続における相殺権とその制限について、検討する。支払停止後に負担した投資信託受益権にかかる解約金返還債務を受働債権とする相殺に関する最判平成 26 年 6 月 5 日金商 1444 号 16 頁についても検討する。

(14) 最新判例等の検討

破産法・民事再生法について最新の判例・論文を取り上げて解説し、検討する。

(15) 期末試験

4. 事前・事後学習の内容

事前学習は、次の要領とする。

- ① 輪番で割り当てられる担当者が、教科書の設問に対する解答案を事前に作成し、教員にメール送付する。
- ② 教員が、当該解答案にコメントを付したものを、受講者全員にメール送付する。
- ③ 受講者全員は、少なくとも、教科書の設問や資料のほか、②のコメント付き解答案を検討したうえで授業に臨む。

事後学習は、各自、適宜行なう。

5. 教材

教科書として

三木浩一＝山本和彦編『ロースクール倒産法（第3版）』（有斐閣・2014）

参考書として

山本克己編著『破産法・民事再生法概論』（商事法務・2012）、伊藤眞『破産法・民事再生法（第3版）』（有斐閣・2014）、山本和彦ほか著『倒産法概説（第2版補訂版）』（弘文堂・2015）。注釈書として、伊藤眞ほか著『条解破産法（第2版）』（弘文堂・2014）、伊藤眞＝田原睦夫監修・全国倒産処理弁護士ネットワーク編『新注釈民事再生法（上）（下）（第2版）』（金融財政事情研究会・2010）、園尾隆司＝小林秀之『条解民事再生法（第3版）』（弘文堂・2013）。判例解説として、伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選（第5版）』（有斐閣・2013）。

6. 評価方法

絶対評価・相対評価

平常点: 20% 学期末の試験: 80%

7. 受講生へのコメント

本演習で取扱う分野は、実務上も学習上も極めて重要であり、かつ理解の容易でない分野であるため、受講生には、是非、得意分野になっていただきたいと、積極的な受講を期待する。